

吹田市障害者社会参加促進事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、障害者（「障害者」及び「障害児」をいう。以下同じ。）及びその家族並びに地域住民による団体が行う、障害者の自立した日常生活及び社会生活の営みを図るための自発的な事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することにより、市内における当該事業の促進に寄与し、もって障害者の社会参加への機運を高めるとともに、共生社会の実現を目指すことを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、障害者及びその家族並びに地域住民等による営利を目的としない団体であって、次に掲げる条件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 主たる活動拠点を市内に有すること。
- (2) 構成員の数が10人以上であること。
- (3) 政治的又は宗教的な活動を目的としない団体であること。
- (4) 吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年9月28日条例第50号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者が関与しない団体であること。
- (5) 定款、規約、会則等による運営がなされている団体であること。
- (6) 国、地方自治体その他公的機関から他制度による給付等を受けていない団体であること。

2 前項の規定にかかわらず、同一年度内において既に本要領による補助金の交付を受けた団体は、補助の対象としない。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、前条の補助の対象となる団体により自発的に行われる事業であって、次のいずれかの形式による方法で実施されるものとする。ただし、市の行政運営に関する一般方針に反する事業、補助の対象となる団体の構成員の利益のみを目的とする事業及び特定の政治活動または宗教活動を目的とする事業を除く。

- (1) ピアサポート 障害者やその家族が互いの悩みを共有すること又は情報交換のできる交流会活動を行う事業
- (2) 災害対策 障害者を含めた地域における災害対策活動を行う事業
- (3) 孤立防止活動支援 地域で障害者が孤立することがないように見守る活動を行う事業
- (4) 社会活動支援 障害者が、仲間と話し合い、自分たちの権利及び自立のための社会に働きかける活動又は障害者に対する社会復帰活動を行う事業
- (5) ボランティア活動 障害者に対するボランティアの養成又は活動を行う事業

- (6) 理解促進啓発・研修 障害者に対する理解を深めるため、地域住民等への啓発及び研修を行う事業
- (7) その他の支援 第1号から前号までに掲げる事業以外で、補助金の交付目的を達成するために有効な活動であると市長が認めた事業
(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち次のとおりとし、それ以外の経費については補助の対象としない。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費（印刷製本費、消耗品費）
- (4) 役務費（通信運搬費、保険料、手数料等）
- (5) 使用料及び賃借料（会場使用料、バス借上料等。ただし、入場料等は除く。）
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から補助対象事業に係る収入を控除した額に5分の4を乗じて得た額とし、15万円を限度とする。

ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した障害者社会参加促進事業補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名（以下「名称等」という。）
- (2) 交付申請額

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体概要書
- (2) 事業実施計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 定款、規約、会則又はこれに準じるもの
- (5) 役員の名簿（実行委員会形式の場合は、実行委員会の名簿）
- (6) 団体の前年度決算書
- (7) 会報等団体の活動内容がわかるもの
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは障害者社会参加促進事業補助金交付決定通知書により、補助金を交付すべきでないときとは障害者社会参加促進事業補助金不交付

決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

(交付の請求)

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者は、市長が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載して押印した障害者社会参加促進事業補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

- (1) 請求者の名称等
- (2) 交付請求額及び振込先預金口座

(交付)

第9条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(変更交付の申請等)

第10条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その後の事情変更により申請の内容に変更が生じたときは、次に掲げる事項を記載した障害者社会参加促進事業補助金変更交付申請書に第6条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称等
- (2) 変更交付申請額
- (3) 変更の理由

2 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を変更交付すべきものと認めるときは、障害者社会参加促進事業補助金変更交付決定通知書により、補助事業者に通知するものとする。この場合においては、第7条第1項後段の規定を準用する。

3 前項の規定による通知を受けた補助事業者の交付の請求については、第8条の規定を準用する。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業の完了後、速やかに障害者社会参加促進事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の支払を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、障害者社会参加促進事業補助金交付額確定通知書により当

該報告をした補助事業者に通知するものとする。

(精算)

第13条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に交付した補助金の額が当該確定額を超えるときは期限を定めて当該超える額を返還させるものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) 次条又は第16条後段の規定に違反したとき。
- (5) その他この要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(帳簿の整備等)

第15条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後10年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に補助対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、補助事業者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(1) 要領第6条第1項に規定する吹田市障害者社会参加促進事業補助金交付申請書

吹田市障害者社会参加促進事業補助金交付申請書

年 月 日

吹田市長宛

申請者 所在地
名称
代表者氏名

障害者社会参加促進事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 団体概要書
- (2) 事業実施計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 定款、規約、会則又はこれに準じるもの
- (5) 役員の名簿(実行委員会形式の場合は、実行委員名簿)
- (6) 団体の前年度決算書
- (7) 会報等団体の活動内容がわかるもの
- (8) その他()

(2) 要領第7条に規定する吹田市障害者社会参加促進事業補助金交付決定通知書

吹 第 号
年 月 日
(年)

様

吹田市長

印

吹田市障害者社会参加促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった障害者社会参加促進事業補助金について、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の条件

(3) 要領第7条に規定する吹田市障害者社会参加促進事業補助金不交付決定通知書

吹 第 号
年 月 日
(年)

様

吹田市長

印

吹田市障害者社会参加促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けて交付申請のあった障害者社会参加促進事業補助金について、下記のとおり補助金を交付すべきでないと認められますので通知します。

記

1 不交付の理由

(4) 要領第8条に規定する吹田市障害者社会参加促進事業補助金交付請求書

吹田市障害者社会参加促進事業補助金交付請求書

年 月 日

吹田市長宛

申請者 所在地

名称

代表者氏名

㊞

年 月 日付け 吹 第 号で交付決定を受けた障害者社会参加促進事業補助金について、下記のとおり交付の請求をします。

記

1 交付請求額 金 円

2 振込先

金融機関名 支店名	銀行 信用金庫 信用組合 支店	預金 種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

(5) 要領第10条第1項に規定する吹田市障害者社会参加促進事業補助金変更交付申請書

吹田市障害者社会参加促進事業補助金変更交付申請書

年 月 日

吹田市長宛

申請者 所在地
名称
代表者氏名

下記のとおり、障害者社会参加促進事業補助金の変更交付を申請します。

記

1 変更交付申請額 金 円

内訳

事業名	交付決定額 (円)	変更交付申請額 (円)	増減額 (円)

2 変更を必要とする理由 (具体的に)

※ 添付書類

要領第6条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるもの

(6) 要領第10条第2項に規定する吹田市障害者社会参加促進事業補助金変更交付決定通知書

吹 第 号
年 月 日
(年)

様

吹田市長

印

吹田市障害者社会参加促進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けて交付申請のあった障害者社会参加促進事業補助金について、下記のとおり変更交付決定しましたので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 変更交付決定額 金 円
- 3 交付の条件

(7) 要領第11条に規定する吹田市障害者社会参加促進事業実績報告書

吹田市障害者社会参加促進事業補助金実績報告書

年 月 日

吹田市長宛

申請者 所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付け 吹 第 号で交付決定・変更交付決定のあった 年度分障害者社会参加促進事業の実績について、下記の関係書類を添えて報告します。

記

※ 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の支払を証する書類
- (4) その他()

(8) 要領第12条に規定する吹田市障害者社会参加促進事業補助交付額確定通知書

吹 第 号
年 月 日
(年)

様

吹田市長

印

吹田市障害者社会参加促進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けて実績報告のあった障害者社会参加促進事業補助金について、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1	交付確定額	金	円
2	既交付額	金	円
3	超過額（要返還額）	金	円